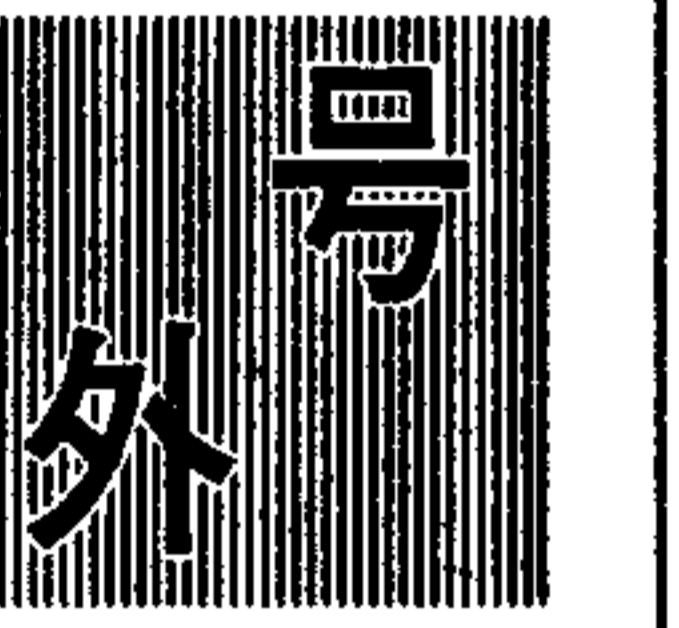




発行所 中日新聞本社
〒100 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

© 中日新聞本社 1989 (郵便物番号 460-11)

昭和64年 1月7日



平成

新元号決まる

あすから施行

天皇のご逝去と新天皇ご即位に伴い、新しい元号が『平成』（へいせい）と決まった。政府は七日の臨時閣議で新元号を決定したあと、直ちに公布する。八日午前零時から施行される。これにより、六十四年を数えた『昭和』に終止符が打たれ、八日をもって『平成元年』の幕が開く。新元号は『史記』『書経』を典拠とした。有識者が古典から選び出した複数の候補名について国民各層代表の意見も聴き、内閣の責任で一つに絞った。政府は、新元号施行で役所の窓口業務などに混乱が生じないよう国、地方自治体の関係機関に通達、行政指導や各種報道を通じて広く国民に理解と協力を求める。



新天皇陛下 昭和三十九年九月二十二日、ご病氣だった昭和天皇に代わり書類にご署名

出典は「史記」「書経」

新元号の制定は昭和五十四年に成立した『元号法』に基づき、それに付随する『元号選定手続き』に従って作業が進められた。政府は七日、新天皇ご即位とともに緊急閣議を招集して元号制定を告示、国民代表の意見も反映できるよう選定手続きの一部を改定した。選定手続きには

①国民の理想にふさわしい意味を持つ ②漢字二文字 ③書きやすい ④読みやすい ⑤過去に元号として使われていない ⑥俗用されていない

の六条件があり、政府はあらかじめ委嘱しておいた有識者から複数の候補名の提出を受けた。これを小淵官房長官が整理して味村内閣法

乱を生むとして、ご逝去の日と改元実施日を分ける措置をとったものである。翌日改元にしたことで新天皇ご即位後に一定時間『昭和』が残るが、政府は実質的に『一世一元』（天皇一代に一つの元号）の原則は貫かれたと判断している。

【元号法】
1 元号は、政令で定められた。元号は、皇位の継承があった場合に限り改められる。
2 元号は、皇位の継承付則① この法律は、公布の日（昭和五十四年六月十二日）から施行する。第一項の規定に基づき定められたものとする。

制局長官と協議し、少数に絞ったものを竹下首相に報告。このあと衆参両院正副議長と国民各層代表の意見を聴き、全閣僚による検討会議を経て閣議決定した。

同時に閣議では、政令により新元号の施行期日を公布の翌日と定めた。政府は一時、天皇ご逝去の日から経過期間を置く『踰（ゆ）年改元』（翌年一月一日に改元）や『踰月改元』（翌月一日に改元）も検討したが、元号法の趣旨に基づいて速やかに実施することとした。しかし旧憲法下で行われた『大正』『昭和』の改元のように、同じ日に二つの元号が存在する『即日改元』は国民生活にさまざまな混乱を生むとして、ご逝去の日と改元実施日を分ける措置をとったものである。